
第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、また対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、天龍村、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、天龍村防災会議が作成する「天龍村地域防災計画」として、大規模な災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 計画の周知徹底

この計画を円滑かつ的確に運用するため、村職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図るものとする。

第2節 防災の基本方針

本村は、周囲を山々で囲まれ、急峻な地形であるため、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区等を有するという自然的条件と、高齢者の増加等という社会的条件を併せもつため、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる必要がある。

1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」を基本方針とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 防災施設・設備の整備の促進
- (2) 防災体制の充実
- (3) 住民の防災意識の高揚
- (4) 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (5) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- (6) 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずるものとする。

4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

天龍村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防機関

飯田広域消防本部及び天龍村消防団は、災害から村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、村災害対策本部の業務に従事する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体、地域住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、村、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
天龍村	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 飯田広域消防本部 (阿南消防署)	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 水防その他の応急措置に関すること。 (7) 天龍村災害対策本部の業務に関すること。
天龍村消防団	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練、教育、広報に関すること。 (3) 消火、水防、救助救急活動に関すること。 (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握に関すること。 (5) 住民の避難の実施に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 (下伊那地方事務 所、飯田建設事務 所、下伊那南部建 設事務所、飯田保	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。

健福祉事務所)	(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。
阿南警察署	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 避難の勧告又は指示に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (5) 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 (6) 行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 (7) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 (8) 危険物の取締りに関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (長野地域センター)	(1) 災害時における主要食料の供給に関すること。 (2) 災害に関する情報の収集及び報告に関すること。 (3) 農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
中部森林管理局 (南信森林管理署 上村森林事務所)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 (3) 災害応急対策用材の供給に関すること。
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 地震、火災情報の発表及び伝達に関すること。 (2) 注意報、警報等の発表及び伝達に関すること。 (3) 防災気象知識の普及に関すること。
長野労働局 (飯田労働基準監督署)	(1) 情報の収集及び調査に関すること。 (2) 事業場における二次災害の発生の防止に関すること。 (3) 被災者の救護対策に関すること。 (4) 職員の派遣に関すること。
中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所)	○ 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保に関すること。 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定。 (5) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施に関する事。 (2) 災害対策用資機材の提供及び土砂災害の専門家の派遣等の支援（大規模土砂災害時等に備えた相互協定に基づく）に関する事。 (3) 災害時の広域応援に関する事（重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合、災害時の情報交換に関する協定により、現地情報連絡員「リエゾン」の派遣を要請。また、重大な災害が発生した場合、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の災害応急対策について、緊急災害対策派遣隊「テック・フォース」の派遣を要請）。 (4) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関する事。 (5) 所管施設の緊急点検の実施に関する事。 (6) 照明車などの災害対策車両や防災ヘリの出動要請に関する事。 (7) 利用可能な通信回線（衛星通信車）等の派遣要請に関する事。 (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。 ○ 警戒宣言時 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に関する事。 (2) 地震災害警戒体制の整備に関する事。 (3) 人員・資機材等の配備・手配に関する事。 (4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に関する事。 (5) 道路利用者に対する情報の提供に関する事。
--	--

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊 (松本駐屯地)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事。 (2) 災害時における応急復旧活動に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) 信越支社（平岡・ 神原郵便局）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策に関する事。 (2) 災害時における窓口業務の確保に関する事。
東海旅客鉄道(株) 飯田支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設の防災に関する事。 (2) 災害時における避難者の輸送に関する事。

日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
東日本電信電話(株) 長野支店	(1) 公衆電気通信設備の保全に関すること。 (2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(株)NTTドコモ (長野支店)	
KDDI(株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 (2) 損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 (長野県支部)	(1) 医療、助産等の救助、救護に関すること。 (2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 (3) 義援金品の募集に関すること。
日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運(株) (飯田支店)	災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力(株) (飯田営業所)	(1) 電力施設の保全、保安に関すること。 (2) 電力の供給に関すること。
中日本高速道路(株) (名古屋支社飯田 保全・サービスセ ンター)	中央自動車道(伊北IC～中津川IC)の防災に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
信州ガス(株)	(1) ガス施設の保全、保安に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
信南交通(株)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

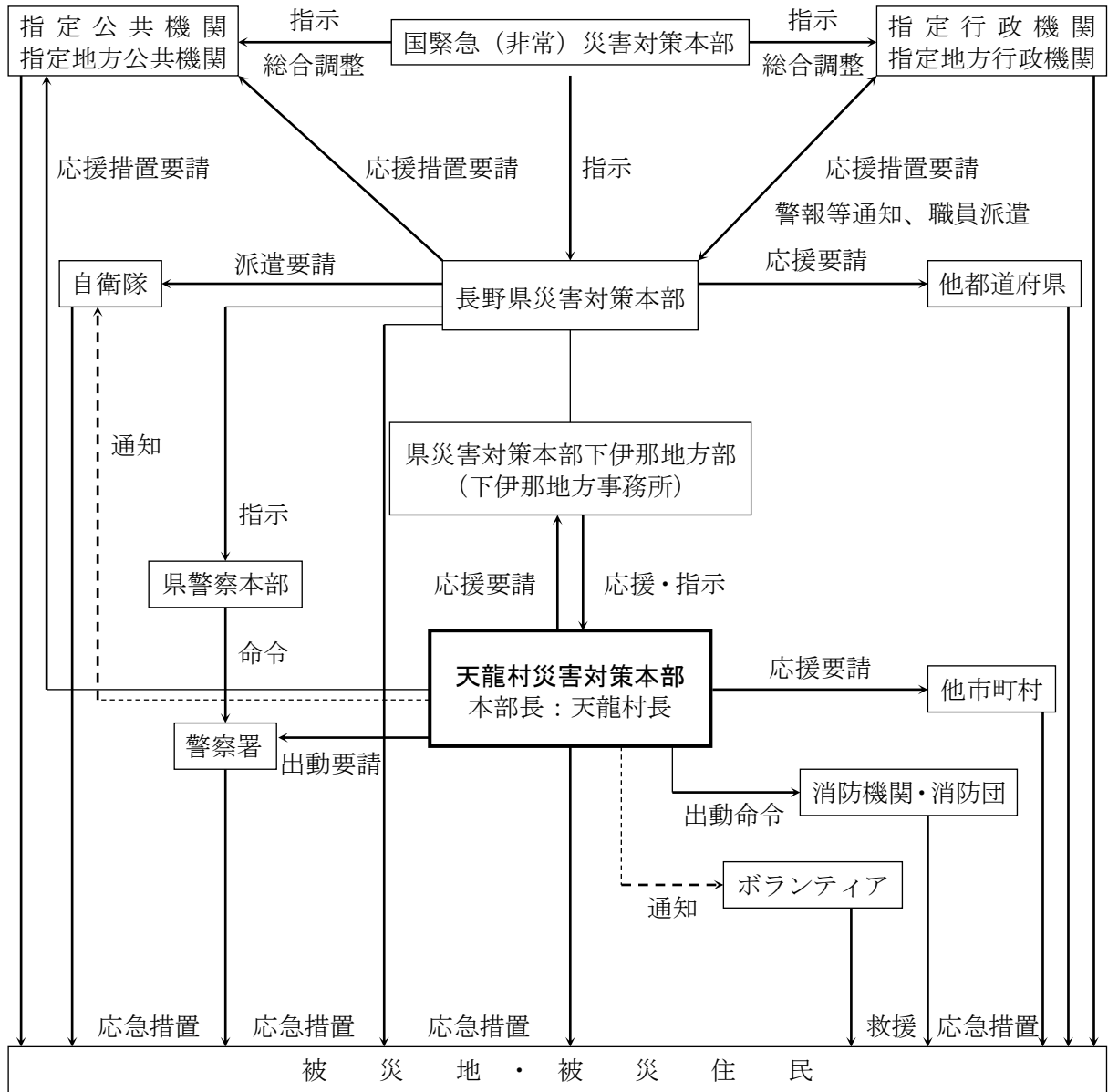
信越放送(株)	天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
長野県情報ネットワーク協会	天気予報及び気象警報・注意報、その他災害情報等広報に関すること。
(一社)長野県LPGガス協会 信州ガス(株)	液化石油ガスの安全に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)飯田医師会 (一社)飯田下伊那 歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(社)飯田下伊那薬 剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
天龍村商工会	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定の協力に関すること。 (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
みなみ信州農業協 同組合	(1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農産物の需給調整に関すること。 (6) 被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(社福)天龍村社会 福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

飯伊森林組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 (3) 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
婦人会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村が行う災害応急対策の協力に関する事。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関する事。
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 (2) 災害時における教育対策に関する事。 (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
自主防災会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運營業務等の協力に関する事。 (3) 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。 (4) 自主防衛活動の実施に関する事。
危険物施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の徹底に関する事。 (2) 防護施設の整備に関する事。

【防災のしくみ】



————→ 命令・指示・要請
 - - - - -> 通知

第4節 防災面からみた天龍村の概況

第1 自然的条件

1 地勢

天龍村は長野県の最南端に位置し、愛知・静岡の両県に隣接している。村域は東西11.4km、南北9.9kmの不整形をなし、総面積は109.56km²、その93%は起伏の激しい林野で占められている。河川は、天竜川が村のほぼ中央を峡谷となり北から南へと流れている。

地勢は、中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置し、本村最高峰の熊伏山(1,653.3m)、観音山(1,418.2m)、地蔵峠(1,196.6m)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いV字溪谷をきざみ、海拔280～1,000mの山ふところに集落が点在している。集落はこれらの河川沿いの段丘上や、過去の土石流跡である扇状地上に造られており、山地斜面は急傾斜であるため、土砂災害が発生しやすい。

地質は、古期花崗岩及び領家変成岩が主体で、後者は縞状片麻岩、片麻岩状石英内緑岩等を母体とした砂質土壌である。

気候は、周囲を1,000m級の山脈と起伏の多い急傾斜地に囲まれているため、寒暖の差の著しい内陸性を呈するが、年平均気温13.0℃、年間降雨量約2,000mmと高温多湿の気候であり、シュロ、ゆず、カシ等暖帯性の植生が特徴的で県下では最も温暖な地帯である。

2 活断層

長野県内には、数多くの活断層密集地域が存在している。県内の活断層の分布状況については、次図に掲げるとおりであるが、本村域にも遠山川断層などの活断層がみられる。



3 自然条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存している。

(1) 流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であるため土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 急勾配の河川

本流、支流とも急流が随所にあり、極めて急勾配になっている箇所もあるため水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっている。

(3) 水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯である林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっている。

(4) 急峻な地形

急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で土石流、地すべり、崖崩れなどの土砂災害が発生する可能性が高い。

(5) 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南の海上から流入する温暖気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり水害の直接の原因となる。特に梅雨末期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(6) 台風の進路による影響

ア 県を縦断して北上する場合

全県が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は、風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しによる風が被害を大きくする。

ウ 県の南側を接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

エ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(7) 地震発生の可能性

地震災害発生の可能性については、火山帯に加え、フォッサマグナ（糸魚川－静岡ライン）、信濃川・荒川両地震帯や活断層が密集する地域が数多く存在する長野県内に位置していることから、その可能性は大きいといえる。さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

第2 社会的条件

1 人口

天龍村の人口は、年々減少の一途をたどっており、平成26年4月1日現在では、総人口1,540人（804世帯）となり、長野県下で人口の少ない自治体となっている。また、過疎化が進むことによって高齢化も急激に進み、高齢化率は53.3%と、これも長野県の平均を大きく上回っている。

2 産業

本村の産業別人口をみると、第1次産業の減少率が高く、第3次産業への流出が著しくなっている。こうした状況は、昼間の人口の減少、高齢化にもつながり、防災上重要な問題となるため、村の産業の活性化が課題である。

3 交通

村の中心を東西に国道418号線が走り、主要地方道飯田富山佐久間線が接続している。公共交通機関は、JR東海飯田線と村営バス神原線、路線バス平岡線、乗合タクシー平岡線のみである。

高齢化の進む本村では、道路交通網の確保や維持は重要であり、防災対策の充実のためにも、路面・路体、橋梁の維持修繕や耐震対策等、安全安心な通行に向けた整備が急務となっている。また、本村は集落が点在し、公共交通手段のない地区が多数存在している。災害発生時の孤立防止のためにも交通手段の確保は重要な課題である。

JR飯田線は最も重要な交通機関ではあるが、車社会となり大幅に利用者が減少している状況である。路線の存続を含め、災害時の輸送手段としての交通網の整備を考えていかなければならない。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努めるべきである。

- (1) 高齢者（とりわけ一人暮らし高齢者）、障害者、外国籍住民等いわゆる要配慮者の増加がみられる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、要配慮者支援制度の推進、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮する必要があることから、各施策の展開に当たっては、要配慮者への配慮に留意するよう努める。
- (2) ライフライン、コンピューター、情報ネットワーク等への依存度が増大し、災害発生時にこれらが被災すると、日常生活、産業活動に深刻な影響が及ぶことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (3) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助精神の低下がみられる。

このため、コミュニティー、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第3 過去の主な災害記録

本村の過去の災害履歴については、次に掲げるとおりである。

表1 天龍村の風水害履歴

年代（西暦）	月日	被害内容
昭和34年（1959）	9.26	伊勢湾台風（台風15号）により、死者1人、半壊家屋112戸。
昭和36年（1961）	6.27	「36（さぶろく）災害」。梅雨前線集中豪雨により、一部床上、床下浸水あり。
昭和43年（1968）	8	台風10号により、大河内地区をはじめ全村にわたって甚大な被害が発生。死者5人、行方不明者1人。
昭和58年（1983）	9	台風10号により、天龍中学校校庭浸水、平岡橋流失。
平成3年（1991）	9.19	台風18号により、十久保地区山地崩壊土石流により、行方不明者1人、流失家屋2戸、火災2戸。
平成13年（2001）	1.27	大雪により停電等の被害。
平成22年（2010）	7	梅雨前線豪雨により、下山地区から静岡県側にかけて孤立集落が発生。
平成26年（2014）	2.14 ～ 2.15	観測史上最大の大雪。孤立集落発生、停電や農業施設等に多数の被害。

表2 天龍村の地震災害履歴

年代（西暦）	月日	規模	被害内容
永享5年（1433）	11.7	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年（1498）	9.20	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年（1586）	1.18	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文2年（1662）	6.16	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄16年（1703）	12.31	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年（1707）	10.28	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。

享保3年（1718）	8.22	M 7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩れ、跳び石で死者50余人。中央構造線の活動による。
享保10年（1725）	8.14	M 6.5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政元年（1854）	12.23	M 8.4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年（1891）	10.28	M 8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数。
大正12年（1923）	9.1	M 7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年（1944）	12.7	M 7.9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。
昭和21年（1946）	12.21	M 8.0	南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。
昭和59年（1984）	9.14	M 6.8	長野県西部地震。飯田は震度4。小学生2人が落下した蛍光灯で負傷。
平成7年（1995）	1.17	M 7.3	兵庫県南部地震。飯田の震度は3。

*M=マグニチュード

第5節 地震被害想定

1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震には、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成12・13年度の2か年で実施した長野県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、更には地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

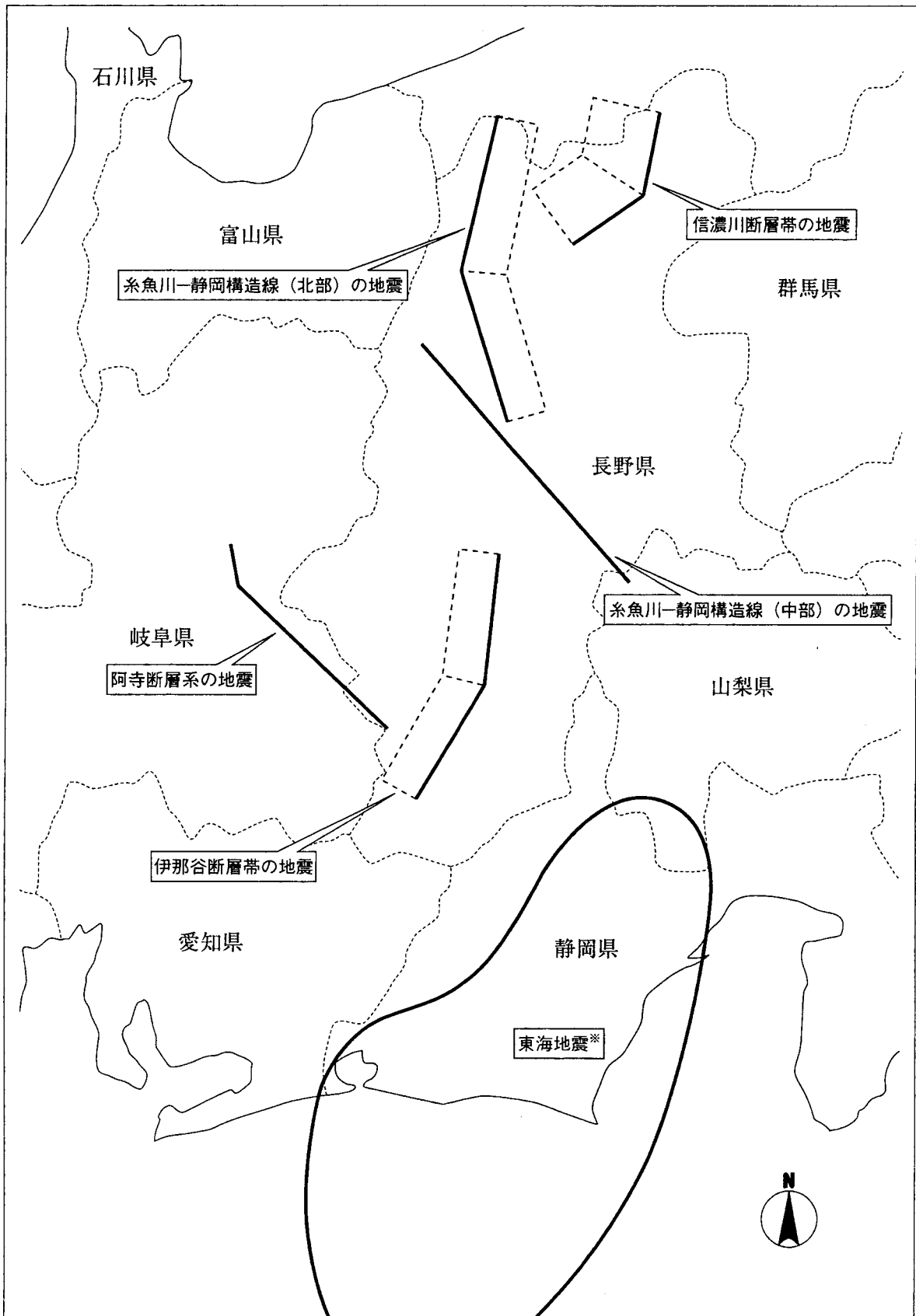
2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点での科学的知見を踏まえ、県内の主要都市で被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

【想定地震の諸元】

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	位置等
	糸魚川—静岡構造線 (北部)	8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市
	糸魚川—静岡構造線 (中部)	8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
	信濃川断層帯	7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市
	伊那谷断層帯	7.9	68	20	60° W	南箕輪村～浪合村
	東海地震	8.0	115	70	34° W	(平成13年想定)
	阿寺断層系	7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県

想定震源位置図



※ 東海地震に係る震源域は、平成 13 年 11 月 27 日の中央防災会議公表による。

3 被害の概要

下表は、各想定地震における天龍村の被害予測をまとめたものである。この中で、本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「伊那谷断層帯の地震」である。

長野県地震対策基礎調査 予測想定結果（天龍村分）（平成12年度～13年度）

震源		糸魚川－静岡構造線(北部)	糸魚川－静岡構造線(中部)	信濃川断層	伊那谷断層	東海地震	阿寺断層系
最大震度		5弱	5弱	4	6強	6弱	6弱
被害想定	液状化危険性	低い	低い	低い	高い	低い	低い
	木造全壊棟数	0	0	0	2	0	0
	木造半壊棟数	0	0	0	112	0	0
	非木造大破棟数	0	0	0	6	0	0
	非木造中破棟数	0	0	0	16	0	6
	出火件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者数	0	0	0	0	0	0
	重傷者数	0	0	0	2	0	0
	軽傷者数	0	0	0	40	0	5
	避難者数	0	0	0	170	1	11
生活関連支障	断水世帯数	0	0	0	84	0	0
	停電世帯数	0	102	0	188	102	163
	電話支障回線数	0	0	0	28	0	25

4 今後の検討課題

東日本大震災から1年半が経過した平成24年8月29日に、内閣府が南海トラフ巨大地震の被害想定を発表したことを受け、長野県でも平成12・13年度に行った地震対策基礎調査の被害想定を見直すことを明らかにしている。南海トラフ巨大地震の市町村単位の詳しい被害想定をする方針で、きめ細かい防災対策につなげたい考えである。

内閣府の被害想定は都道府県単位であり、県内では最大死者50人、全壊2,400棟、負傷者2,000人が生じると想定している。一方、地震対策基礎調査は東海地震のほか、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震などの死者・負傷者や建物被害を市町村ごとに細かく想定し、市町村が対策を考える基礎資料にもなっている。

見直しでは、内閣府の被害想定を踏まえ、県内の詳細な被害を試算する予定である。前回調査から時間が経過しているため、人口や建物の立地の変化なども考慮し、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震など南海トラフ巨大地震以外の地震の被害想定を試算し直すことも考えており、見直し時期は今後検討するとされている。村においても、これを受け今後被害想定を見直す必要がある。